

# 第46回議会運営委員会

と き 平成27年9月16日（水）

本会議終了後

ところ 第2委員会室

## 付議事項

### 1 平成27年第3回（9月）定例会に関する事項について

#### （1）一般会計予算決算常任委員会附帯決議について

一般会計予算決算常任委員会において、委員会提出決議案「議案第67号平成26年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議」が全員賛成で可決された。ついては、議案第67号が本会議において認定された場合、当該附帯決議案の上程から採決までを行う。

なお、議案第67号が本会議において不認定の場合、附帯決議について議事日程から削除する。

#### （2）委員会提出意見書案の上程について

2つの常任委員会において、要望書を審査した結果、意見書を提出することを決定した。ついては、本会議に上程し、即決する。

- ・「地方財政の充実・強化を求める意見書」（総務文教）
- ・「年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書」（民生福祉）

#### （3）議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	28	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論、採決（<u>附帯決議については、附帯する議案の可決後に上程、説明、質疑、討論、採決</u>）</li><li>・<u>委員会提出意見書案1件（総務関係）を上程、説明、質疑、討論、採決</u></li><li>・<u>委員会提出意見書案1件（民福関係）を上程、説明、質疑、討論、採決</u></li><li>・閉会中の調査事項について</li></ul>

## 2 議員任期2年経過に伴う対応について

### (1) 監査委員

申し合わせ118により任期は、原則として2年である。

#### ○申し合わせ事項

##### (議会選出の監査委員の任期)

118 議会選出の監査委員の任期は、原則として2年とする。ただし、途中の場合は残任期間とする。

### (2) 常任委員

委員会条例により、任期は2年である。

申し合わせ88により常任委員の改選を行う。

#### ○申し合わせ事項

##### (常任委員の選任)

88 常任委員（一般会計予算決算常任委員を除く。）の選任は、各議員から希望を取り、議長が調整し、全協で確認の上、会議に諮って指名する。

88の2 一般会計予算決算常任委員の選任は、他の3つの常任委員会及び会派のバランスを考慮して、議長が調整し、全協で確認の上、会議に諮って指名する。

会派の代表は、常任委員会ごとの会派内の片寄りがないように調整し、会派所属議員常任委員会委員選出届、無会派の議員は、無会派議員常任委員会委員選出届を10月23日（金）までに議会事務局に提出する。

(3) 議会運営委員

委員会条例により、任期は2年である。

議会運営委員会の運営に関する規程第3条により、改選を行う。

○議会運営委員会の運営に関する規程

第3条 委員会の委員は、各会派から選出するものとする。

2 前項の場合において、各会派から選出する人数は、当該会派の所属人数3で除して得た数(1未満の端数は切り捨て)に相当する人数とする。

会派の代表は、議会運営委員会委員選出届を10月23日(金)までに議会事務局に提出する。

(4) 養護老人ホーム長生園組合議会議員及び宇部・山陽小野田消防組合議会議員

先例により各常任委員会から選出することになっているので、常任委員の改選に合わせて改選を行う。

選挙の方法は、申し合わせ51により指名推選により行う。

○申し合わせ事項

(指名推選)

51 次に掲げる選挙は、地方自治法第118条第2項に基づく指名推選による。

(1) 一部事務組合議会の議員

(2) 選挙管理委員会の委員及び同補充員

(5) 特別委員会

常任委員の改選に伴い、各特別委員の改選を行うか検討が必要である。

- ・ 広報広聴特別委員会
- ・ 議会のあり方調査特別委員会
- ・ 山口東京理科大学公立化調査検討特別委員会

(6) 各種委員

常任委員の改選に伴い、先例により改選を行う。

- ・ 山陽小野田市都市計画審議会委員
- ・ 山陽小野田市青少年問題協議会委員

(7) 日程案について

月 日	曜日	項 目	内 容
10月16日	金	監査委員辞任届 (委員 ⇒ 市長)	現監査委員の辞任
19日	月	推薦依頼 (市長 ⇒ 議長)	新監査委員の依頼
20日	火	推薦届 (議長 ⇒ 市長)	新監査委員の推薦
23日	金	臨時会告示	議案発送
26日	月	議会運営委員会	10月臨時会に関する事項
28日	水		現委員任期満了
29日	木	議長公務出張	県後期高齢者医療広域連合組合議会
30日	金	10月臨時会	監査委員議決・委員改選等

3 12月定例会の日程調整案について  
別紙のとおり

4 その他

(1) 議会運営委員会の開催日時について

平成27年10月26日(月)午前10時

- ・10月臨時会に関する事項
- ・常任委員、議会運営委員の確認

(2) 全員協議会の開催日時について

・平成27年9月28日(月)午前9時15分

議運決定事項について

・平成27年10月30日(金)午前9時

議運決定事項について

## 議員任期2年経過に伴う検討事項

### I 委員の改選等

#### 1 常任委員会・議会運営委員会

- ・ 常任委員・議会運営委員の任期は2年で、10月28日まで
- ・ 後任者が選任されるまで在任となるので、任期前の選任は不可
- ・ 議長が会議に諮って指名。閉会中は会議に諮らなくても可
- ・ 選任事由が生じた場合、速やかに選任

委員会名	定数	実数	備考
総務文教常任委員会	7人	7人	議長が委員となる場合は8人
民生福祉常任委員会	7人	7人	
産業建設常任委員会	7人	6人	
議会運営委員会	8人以下	5人	会派⑤（3人で1人）

#### 2 特別委員会（任期：調査終了まで）

- ・ 特別委員の任期は、議会の議決により調査が終了するまで

委員会名	定数	備考
広報広聴特別委員会	15人	副議長① 会派⑫（会派から2人） 無所属②（3人のうち2人）
企画広聴部会	6人	
議会広報部会	9人	
議会のあり方調査特別委員会	7人	常任委員長④ その他の会派③
山口東京理科大学公立化調査 検討特別委員会	9人	会派代表⑦（2人で1人） 無所属②（2人で1人） ※ 公明1人・その他1名

### 3 各種委員等

- ・ 法令、条例、規則に選出根拠のある委員等

委 員 会 名	定数	備 考
監査委員	1人	任期2年（申し合わせ）
養護老人ホーム組合議会議員	2人	任期 議員任期 民生福祉常任委員会②
宇部・山陽小野田消防組合議会議員	3人	任期 議員任期 総務文教常任委員会① 民生福祉常任委員会① 一般会計予算決算常任委員会①
都市計画審議会委員	5人	任期：平成27年12月31日 総務文教常任委員会② 産業建設常任委員会③
青少年問題協議会委員	1人	任期：平成27年10月31日 総務文教常任委員会①

平成 年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

会派 代表者 ⑩

### 会派所属議員常任委員会委員選出届

次のとおり常任委員会委員として選出していただきますよう届け出ます。

議 員 名	第1希望委員会名	第2希望委員会名
⑩	総務文教・民生福祉・ 産業建設	総務文教・民生福祉・ 産業建設
⑩	総務文教・民生福祉・ 産業建設	総務文教・民生福祉・ 産業建設
⑩	総務文教・民生福祉・ 産業建設	総務文教・民生福祉・ 産業建設
⑩	総務文教・民生福祉・ 産業建設	総務文教・民生福祉・ 産業建設
⑩	総務文教・民生福祉・ 産業建設	総務文教・民生福祉・ 産業建設
⑩	総務文教・民生福祉・ 産業建設	総務文教・民生福祉・ 産業建設

- \* 希望する委員会を○で囲んでください。
- \* 希望が集中することがありますので、調整のため、必ず第2希望まで記入してください。



平成 年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

議員名

印

## 無党派議員常任委員会委員選出届

次のとおり常任委員会委員として選出していただきますよう届け出ます。

議員名	第1希望委員会名	第2希望委員会名
	総務文教・民生福祉・ 産業建設	総務文教・民生福祉・ 産業建設

- \* 希望する委員会を○で囲んでください。
- \* 希望が集中することがありますので、調整のため、必ず第2希望まで記入してください。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

会派

代表者

⑩

## 議会運営委員会委員選出届

会派 選出の議会運営委員会委員として下記の者を選出するよう届け出ます。

記

平成27年第4回（12月）議会日程調整表

月	日	曜日	日 程
11	21	土	
	22	日	
	23	月	休日（勤労感謝の日）
	24	火	
	25	水	告示（議案配布）
	26	木	一般質問通告・聞取
	27	金	議運・聞取
	28	土	休日
	29	日	休日
	30	月	
12	1	火	
	2	水	本会議初日
	3	木	委員会
	4	金	委員会
	5	土	休日
	6	日	休日
	7	月	委員会
	8	火	委員会
	9	水	委員会予備日
	10	木	一般質問
	11	金	一般質問
	12	土	休日
	13	日	休日
	14	月	一般質問
	15	火	一般質問
	16	水	休会（議事整理）
	17	木	休会（議事整理）
	18	金	本会議最終日
	19	土	休日
	20	日	休日

一般質問通告は、当該日の午前中までが期限。

## 今後の方針（案）

議会運営委員会

### ① 芽室町の取組についての情報共有

議員研修会で芽室町の取組について報告し、情報の共有化を図る。その後、議員各位と意見交換することにより、本市議会が取り組むべき課題について共通認識を持ってもらう。

### ② 全議員による議会基本条例の自己評価（別紙参照）

芽室町にならい、基本条例の条文に沿って各議員に自己評価してもらう。評価結果は、課題の抽出及び条例検証作業の参考にする。

### ③ 議会基本条例の検証及び改正作業

今年度末を目途に検証及び改正作業に入る。サポーター制度を早期導入し、江藤先生に依頼することも検討すべきである。

### ④ 各委員会への振り分け

検証作業の前後で抽出した課題のうち議会運営委員会以外が取り組むべき項目については、議会のあり方調査特別委員会や広報広聴特別委員会などに振り分ける。

# 自己評価シート（案）

議員名：\_\_\_\_\_

評価基準
A：おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。 B：取り組んでいるが不足している部分がある。改善の余地がある。 C：取り組もうとしているが達成しているとは言い難い。 D：取り組んでいるとはいえない。
自由表記

## 前文

（略）

	・ 議会は、前文のとおり活動したと考えるか。

## 第1章 総則

（目的）

### 第1条 （略）

	・ 議会は、条例の目的を果たしたと言えるか。